

## 障害者福祉啓発交流事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、障害のある人とない人とのふれあいの機会の拡大と障害者に対する県民の理解を深めるため、県下の障害者団体が一致団結して啓発交流事業を行う場合、その事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては補助金の手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 当事業の実施主体は、県内の障害者団体で、知事が適当と認めたものとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げる事業を実施する場合に要する経費とする。

- (1) 障害者の生活や活動に対する理解を促進する事業
- (2) 障害のある人とない人との交流を進める事業
- (3) 障害者福祉思想の普及事業
- (4) 障害者福祉機器について理解を促進する事業

### (補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業に要する経費とし、その経費に対する補助額は、毎年度、予算の範囲内で知事が定める額とする。

### (申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式1のとおりとする。

2 規則第4条第2項第5号の規定により、同条第1項の申請書に添付しなければならない書類は、補助事業に係る団体の歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

### (交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式2のとおりとする。

### (状況報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、知事の要求があったときは補助事業の遂行について、当該事業に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

### (実績報告の様式等)

第8条 規則第13条の規定による報告書は様式3のとおりとし、補助事業完了の日から30日以内に提出するものとする。交付決定に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

### (書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定に関する帳簿及び証拠書類は、事業完了の日の属する会計年度の翌会

計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

様式1

年度障害者福祉啓発交流事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者

下記により、年度障害者福祉啓発交流事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |   |                             |         |   |
|---|-----------------------------|---------|---|
| 1 | 交付申請額                       | 金       | 円 |
| 2 | 申請額算出内訳                     | 別紙1のとおり |   |
| 3 | 実施計画書                       | 別紙2のとおり |   |
| 4 | 算出基礎調査書                     | 別紙3のとおり |   |
| 5 | 補助事業実施に係る団体の歳入、歳出予算書（見込書）抄本 |         |   |

別紙 1

年度障害者福祉啓発交流事業費補助金申請額算出内訳

団体名 \_\_\_\_\_

A 事業に要する 経費	B 寄付金、その他の収入	C 差 引 額 (A - B)	申請額	備 考

年度障害者福祉啓発交流事業実施計画書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	事業の説明	
	目的	
	期日	
	場所	
	対象者、人員	
	実施方法等	

年度障害者福祉啓発交流事業補助対象経費の算出基礎調査書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名

	補助金対象経費支出 予定額	経 費 の 内 訳
賃金等		
報酬費		
旅 費		
需用費		
役務費		
使用料及び 貸借料		
合 計		

様式2

年度障害者福祉啓発交流事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度障害者福祉啓発交流事業費補助  
金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 支払の方法 概算払
- 3 補助の条件
  - (1) 補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式3

年度障害者福祉啓発交流事業費補助金事業実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定された 年度障害者福祉啓発交流事業費補助金事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定に従い、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 事業費補助金精算書 別紙1のとおり
- 3 実施報告書 別紙2のとおり
- 4 支出実績報告書 別紙3のとおり
- 5 添付資料

年度歳入、歳出決算（見込）書



## 別紙 1

## 年度障害者福祉啓発交流事業費補助金精算書

団体名 \_\_\_\_\_

A 支出済額	B 寄付金、その他の収入	C 差引額 (A - B)	D 交付決定額	E 差引過不足額 (C - D)	備 考

年度障害者福祉啓発交流事業実施報告書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	事業の説明	
	目的	
	期日	
	場所	
	対象者、人員	
	実施方法等	

## 年度障害者福祉啓発交流事業支出実績報告書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名

	補助金対象経費 支出額	経 費 の 内 訳
賃金等		
報酬費		
旅 費		
需用費		
役務費		
使用料及び 貸借料		
合 計		